安平町が考える自治基本条例②

安平町「自治基本条例（仮称）」を制定します

～「町民主体」「町民と進める協働」による信頼されるまちづくりをめざして～

はじめに

自治基本条例の制定については、平成18年度町政執行方針の重要項目の一つとして掲げ、平成18年12月に策定した安平町行政改革大綱並びに平成19年3月に策定した安平町総合計画の重要プロジェクトの一つとして掲げて検討し始めました。

その検討内容や考え方等について、なるべく多くの情報を町民の皆さんにお伝えし、情報の共有を積極的に行ったうえで、皆さんからのご意見を反映しながら条例の制定を目指したいと考えていることから、広報や町ホームページ等により積極的に情報提供していきたいと考えています。

第1回目は広報あびら6月号の記事で自治基本条例の一般的な内容やその必要性等について、現段階での安平町の考え方を簡単に説明しました。

今回は第2回目として「安平町の条例づくりの進め方等」についての考え方を掲載させていただきます。

また、今後も要所において自治基本条例に関する情報提供を行っていく予定です。

安平町の条例づくりの進め方

1 情報提供・情報の共有

自治基本条例制定については、前述したとおり安平町の重要プロジェクトの一つとして昨年より制定に向け全庁的な取組みとして職員の共通認識を図るために、次の資料を作成し、全職員に配布して検討を始めました。

この資料は、町民の皆さんに公表することを前提に作成していることから、現在、次の場所において公表していますので是非ご覧ください。

このように、条例制定に向けて役場の中で検討していることや考えていることを積極的に町民の皆さんに情報提供し、情報の共有を図りながら条例づくりを進めたいと考えています。

●公表している資料

ステップ1「策定プロセスへのアプローチ」、ステップ2「総論」、ステップ3「内容へのアプローチ」

公表場所　町ホームページ・総務課・追分庁舎住民総合相談室

問合せ　総務課地方分権係

☎㉒2511（内線118）

※この資料は、全国各地で制定、検討している自治体を参考にまとめたもので、必ずしも安平町の条例制定に向けての方向性を示しているものではありません。検討資料の一つとして考えています。

2 今後の進め方

自治基本条例は、住民自治を推進する基本的な姿勢として「町民を主体」とした「町民参画」、「町民協働」を原則とし、その策定プロセスも町民の皆さんの参加により進めるべきものであると考えます。

制定に向けて皆さんの意見を一つでも多く反映するため、町民の方による策定委員会等の組織化を検討中ですが、今、全国各地で条例制定を検討している自治体の悩みは、「組織化したメンバーなど、どうしても一部の方にしか関心を寄せてもらえない」、「誰にとっても大切な条例だから多くの町民との関わりを作りたいのに」というところにあります。

条例策定のための委員会等の組織化を図り制定に向け検討することがスマートで、一見重みを感じますが、最初から検討組織ありき、という考え方を避けて次の手法を積極的に活用して、一人でも多くの町民の皆さんの意見を反映していきたいと考えています。

(1)ワークショップ（研究集会）

地域に関わる多様な立場の人々が計画策定段階から参加するまちづくりの方法。参加者が共通して理解できる各種の共同作業や勉強会等を通じて計画づくりを行うことにより、計画が完成しても地域の人々の積極的な参加が期待できるなど、地域愛に支えられ

JR早来駅前の国道沿いで行なわれたビューティーサポートR234（6月14日）